

[2016年5月27日ワークショップ]  
ゲスト 関西大学 村田 尚紀 先生

## フランスにおけるムスリムの人権と共生

今日のテーマはフランスにおけるムスリムの状況についてである。私は憲法を専攻しているので問題を法的な側面から考えてみたい。はじめにこの1年間の出来事を振り返りたい。

2015年1月7日、シャルリー・エブド銃撃事件が発生した。これは風刺画を売りにしている週刊誌シャルリー・エブドの編集部が襲撃された事件である。事件の詳細には不明の点もあるが、アルカイダやISの影響を受けた人物が犯人であると伝えられている。

この事件後、フランス国内では事件に対する抗議行動が広がった。200万人以上の市民による行進も行われた。フランスの政治文化は、日本とは異なり、政治的な出来事があると市民が街頭に出て抗議行動に出ることが珍しくないが、今回は、第二次世界大戦後のパリ解放やフランスワールドカップなどの際の100万人規模の行進をしのぐ規模であった。

デモや集会では、犠牲者に対する追悼とともに表現活動に対する暴力行使への抗議の意思表示が行われたが、他方で、今回の犯人がアルカイダやISに関わる人物であったことから、ムスリムに対する迫害が目立つようになった。事件はフランスにとどまらず、ヨーロッパ全域でも移民をめぐる排斥か寛容かで議論を巻き起こした。

その後、2015年11月13日にはISの影響を受けた者によるパリ同時多発テロ事件が起きた。事件直後、大統領は「これはテロとの戦争である」と宣言し、緊急事態を宣言した。さらに日を置かず緊急事態法が改正されたうえで、緊急事態の延長が行われた。それにより警察の権限が強化され、夜間の家宅捜索や令状なしの捜索も行われることになった。また、危険人物と判断された人間には位置情報がわかる電子足輪が付けられるなどの対応も行われた。

他方、フランス軍は、報復としてISに対する爆撃を行った。

こうした政府の対応は、国民的支持を受けている。しかし一方で、犯罪を取締り処罰することはともかく、テロに対して軍事的に報復することには疑問を感じる市民もいた。

テロによって妻を失ったフランス人ジャーナリストが、ISに向けて「君たちを憎むことはない」とフェイスブックに綴って大きな共感を呼んだ。その文章は、テロによってフランス市民がテロリストに憎しみを持つことは、彼らが望んでいることであることを的確に指摘している。イスラム過激派は立憲主義を西欧文明として敵視している。立憲主義国家がテロ対策として、規制や取締を強化することは立憲主義の敗北宣言を意味し、武力行使することはさらなるテロの口実となることであり、いずれもイスラム過激派の思うつぼなのである。

事件後、フランス政府が定めた緊急事態宣言は3か月ごとに見直されることとなっていたが、先日、3回目の延長が行われた。今なお、フランスは緊急事態のなかにある。

テロの犯人を糾弾することはたやすいが、対症療法だけを考えても、問題の本質は見えてこない。テロの原因を考える必要がある。テロは、政治的な要求を伴う犯罪である。今回のテロの背景には、フランスの政治と社会が抱える病理がある。以下、これを解明するとともに、フランスが処方した法律を検討することにする。

フランスでISやアルカイダなどによるテロがなぜ起きるのか。その背景には1980年代以来、社会統合の揺らぎに苦しむフランス国家と社会の反応がある。

フランスはアメリカと並ぶ移民国家である。アメリカの社会統合はサラダボウル、フランスはメルティングポット（るつぼ）にたとえられる。アメリカ式社会統合は様々な出自の移民を多様なままに受け入れるので、サラダボウル方式といわれ、フランス式社会統合は多様な移民をフランス社会に同化させることからメルティングポット方式といわれる。

フランスは革命前から広大な植民地を保有していた。19世紀半ば産業革命が起きると、まもなく労働力不足に陥る。そこでフランスは、積極的に移民を受け受け容れ始めた。移民は、フランスに溶け込み、良き働き手となることによって、安定した生活を手にしてゆく。フランスに定住した移民の子は、1889年以來の出生地主義によってフランス国籍を有し、フランス文化を教育する公教育を受けることによってフランス・アイデンティティを身につけ、「フランス人」として社会的地位の上昇の機会も保障されることになる。

フランスでは、第4共和制期早々から、高度経済成長が始まる。右肩上がりの経済状況の下、移民の労働力としての価値も高まり、積極的に社会に受け入れられるようになった。この間、フランスモデルは、厳格に強制されることもなく、機能していた。

ところが、1960年代末、高度成長が鈍化しはじめ、オイルショックによってその終焉を迎える。それとともにフランスモデルも揺らぎ始めた。

フランスの移民の出自は時代によって異なっている。今日、注目されているのはマグレブ系と呼ばれる北アフリカからの移民である。1960年代にはスペイン、イタリア、ポルトガルなどの国からの移民が多かった。それに次いでアルジェリア、チュニジア、モロッコなどのマグレブ系の移民がいた。その後、70年代にかけてマグレブ系の移民の比率が増えていった。

高度成長期には、スペイン系やイタリア系の移民にはカトリック教徒が多かったことや経済状況もよかったことから特に移民の問題はあまり大きくはなかった。その後、移民問題が生じたが、それは必ずしもマグレブ系の移民が増えたこと自体が要因ではない。フランス式社会統合自体がうまくいかなかったことが要因である。伝統的な統合メカニズムには経済的な成長が前提であったが、高度成長が終わったことにより、社会統合の前提が崩れることになった。

また、経済状況以外にも要因がある。それは宗教の問題である。マグレブ系の人々の多くはイスラム教徒（ムスリム）であり、1980年代以降、フランスにおいて、ムスリムの数はプロテスタント信者の数をしのぎカトリックに次ぐ第2位の宗教となった。

70年代後半から、移民に対して、失業がしわ寄せされることになる。その結果、移民たちの中にムスリムとして覚醒する者が現れた。また、1979年のイラン革命もムスリムたちに影響を与えた。その一方で国内の極右勢力も、国内の経済問題や失業問題にからめて移民政策を批判するようになった。

1981年には、外国人の結社を規制していた1939年のデクレ=ロワ（委任立法）が廃止され、外国人の結社の自由が確立した。それにより移民などによる結社が増え、移民のプレゼンスが目立つようになった。

移民問題の決定的な転機となるのが、1987年のフランス国籍改革委員会報告書である。そこに、「イスラム教がフランスの伝統的な文化や法を受け入れない」という主張が盛り込まれていた。これが、ムスリムを問題視する最初の公的な文書だった。この文書がきっかけとなって、フランスの政治・行政・メディアのエリート層がイスラムやムスリムを危険視する発言を行うようになった。これが、フランスで1980年代の終わり頃から始まるイスラモフォビア（イスラム嫌い）の蔓延の引き金になっていると考えられるのである。

1989年にパリ郊外のクレイユの中学校で事件が発生した。イスラム教徒の女子生徒に対して校長がスカーフを取るよう命じた。イスラム教では異性を誘惑する行為が禁止されており、女性は髪などを隠さなければならないと考えるムスリムの女性は多い。そう考えるムスリムの女性にとって、スカーフを取ることは衣服を脱ぐことに等しいことである。校長からスカーフをとるよう命じられた女子生徒は、それを拒否したために処分を受けるのだが、これがメディアによって報道され、世論を二分する大きな社会問題となった。

この事件をきっかけに問題となったのが、憲法のライシテ原則（政教分離原則）である。もともと、ライシテ原則（政教分離原則）は、国家と宗教との分離を要請する自由主義的な原則であった。すなわち国家を拘束する原則であった。ところが、クレイユのイスラム・スカーフ事件をきっかけとして、これが公立学校という公的空間を支配する原則として理解されるようになり、教師だけでなく生徒も目立った宗教的シンボルを着用することを禁じられることになった。2004年には教育法典が改正され、公立の学校において信仰を表すシンボルを「これみよがしに」着用することが禁止されるに至った。

2005年秋、フランス各地で若者の暴動が起きた。警察官から職務質問を受けた移民の若者（国籍はフランス。移民問題は、正確には、人種差別問題である。）が逃走して変電所に入りこみ、そこで感電死したことがきっかけだった（なお、暴動参加者の多くは、移民ではなく、白人である。）。その際に内務大臣であったサルコジが「郊外のくずども」という発言を行い、大問題になった。2007年にはそのサルコジが大統領に当選し、2010年、公共空間において顔を隠すことを禁止する法律が成立した。この法律は公共空間において顔を隠すことを禁止する。公共空間とは、公道、公衆に開かれた場所（不特定の人が出入りする場所で、民間施設も含む）、公役務に供された場所（公の施設）のことである。違反者には刑事罰などが科される。健康上の理由、職業上の理由、スポーツ、祭り、芸術的または伝統的な行事の一環の場合に

は、法の適用が除外される。規制対象となるのがブルカ等で顔を覆うムスリムの女性くらいしか考えられず、実際に法案審議の際にはそのような想定で論議されていたこともあって、一般にこの法律は、ブルカ禁止法と呼ばれる。

日本のメディアは、この法律がライシテ原則に基づくものであるかのように報じたが、それは誤りである。

ブルカ禁止法の立法理由について、政府は公共空間において顔を出すことはフランス共和国のマナーであると説明している。ブルカ禁止法は、法と道德の峻別という近代法の原則を無視しているといえる。同法は、顔を隠す衣服の着用というそれ自体、他者の権利や自由を何ら侵害しない行為を規制することによって、憲法が保障する個人の服装の自由を不当に制限するものであるといえる。

また、政府は治安の問題であるとも主張しているが、そもそもブルカを着用することが治安を悪化させる明白な危険がないことは明らかである。

(講義終わり 10分間の休憩)

(以降、質疑応答)

Q 近代法の中では法には道德を持ち込まないという原則であるとのことだが、この原則はフランス以外でも適用されているのか。

A 近代法の原則であるから、すべての近代法治国家で妥当している原則である。もちろん、たとえば殺人の禁止は、突き詰めれば、なぜ人を殺してはいけないかという道德の問題になるから、法と道德の完全な峻別が可能かという問題は残る。しかし、近代法が良心の自由を保障する以上、人々の道德的価値判断が分かれるようなことについては、基本的に法律で規制してはならないということになる。

Q 例えば、大阪市の職員の入れ墨の禁止なども道德上の規制と考えられるのか。

A 入れ墨は、自己表現の方法であり、それを規則等で規制することは法への道德の介入と考えられる。入れ墨禁止の理由には、それを見る人が畏怖することが挙げられるが、それだけで他者の権利を侵害したとまではいえない。入れ墨の是非自体は、好き嫌いあるいは道德の問題である。

Q ブルカ禁止法については、伝統やマナーと個人の宗教上の自由とを比べれば、明らかに後者の利益侵害の法が大きいと思われるが、なぜ国会でそのような法律が制定されたのか。

A フランスの国会ではほぼ全会一致の多数で可決された。マナーの問題もあるが、フランスでは、ブルカ自体が女性差別の象徴だという考え方が根強い。政府の説明にはこのような見解は含まれていないが、立法過程には、ムスリムの女性に対する差別に反対する立場からの賛成意見もみられる。しかし、このような見解は成り立たない。なぜなら、ブルカを着用するムスリムの女性は自らの意思で着用しているからである。また、この見解では、ブルカ禁止法を説明できない。なぜなら、同法では、他者にブルカを着用させることが処罰対象になっているが、他方で着用させられた人も、本来被害者であるにもかかわらず、

同様に処罰対象となっているからである。国会の議事録を熟読したが、合理的な理解はできなかった。

Q ブルカ禁止法の違憲審査は行われなかったのか。

A フランスには憲法院という違憲審査機関がある。憲法院の違憲審査には2つの方法がある。事前の法律の違憲審査と通常の裁判所で係争されている法律の憲法審査（QPC; 優先的合憲問題）である。事前の違憲審査は、成立前の法案について国会議員の60人以上の申し立てがあれば、憲法院で審査されることになる。今回、ブルカ禁止法は、国会でほぼ全会一致で可決されたにもかかわらず、国会議員が憲法院に違憲審査を申し立てた。（ほぼ全会一致ではあったが、欠席議員も多かった。）その違憲審査では、憲法院はブルカ禁止法は合憲と判断した。その理由は、この法律によって得られる利益と失われる利益を比較して両者の均衡が取れているというものであった。

では、ほぼ全会一致で法律を可決した国会が、なぜ憲法院に違憲審査を申し立てたのか。それには、2008年の憲法改正によってQPCが導入されたことが影響している。通常の刑事裁判からQPCにより憲法院にこの法律の審査が持ち込まれることを想定し、それを阻止するために国会議員が違憲審査を行うよう提訴したのである。事前の違憲審査でブルカ禁止法が合憲であるとされたため、近い将来QPCによってブルカ禁止法の合憲性が争われることがなくなったのである。

しかし、ヨーロッパには人権裁判所があり、国内の裁判所で争えない事件でも、人権裁判所に訴えることが可能になっている。2014年にヨーロッパ人権裁判所で判決が出された。その判決は、公共の安全に対する一般的な脅威がないことを理由に顔を隠す衣服の着用を一般的に禁止することはできないとしたが、他方で共生のマナーを理由に禁止することについては、ヨーロッパ人権条約加盟国のコンセンサスがないなかで、加盟国の裁量に委ねられるとして、人権条約違反はないとした。

Q 国会でこのような法律が制定されたということだが、フランスの国会にはイスラムの議員はいないのか。

A いないと思われる。フランス社会にはイスラム嫌いが蔓延しており、国会議員選挙は小選挙区制であることもあり、イスラムが当選することは困難だと思われる。

左派の議員も、ブルカ禁止法等については否定的な立場だが、明確にこの法律に反対しづらい状況で、国会の表決のときには、退席して意思表示した。

昨年同時テロ事件以降、フランスでは法律に基づいて緊急事態を継続しているが、それを憲法上の規定に格上げしようとした。その際ついでに、重大犯罪を犯した多重国籍者のフランス国籍剥奪のための憲法改正も行おうとして、司法大臣が辞任する一幕があった。

フランスでは憲法改正の方法には2つあり、国民投票による場合と下院上院の合同会議の5分の3の多数による可決の場合がある。今回は後者の方法が採られたが、結局5分の3の賛成が得られないことからオランド大統領は憲法改正をあきらめた。テロをきっかけとして強まった移民とくにムスリムに対するファナティックな警戒感が多少収まってきて、社会と国会が冷静さを幾分取り戻したようである。

Q フランスでは少数派がかなり抑圧されているように思うが、テロが起きた際に、少数者を抑圧しているからこそテロが起きたのだという主張はでなかったのか。

A そのような主張はフランス国内でも出されている。注意を要するのは、抑圧されているムスリムは、フランス社会に不満を持ちつつも、テロを肯定したりましてやテロに走ったりしているわけではないということである。テロの問題はあくまでムスリム全体の問題ではなく、ムスリムが抑圧されていることを利用しようとしている一部のテロリストが行っていることである。

Q この問題は国連では取り上げられていないのか。

A 取り上げられていない。

Q フランス政府は、ブルカ禁止は治安の問題といているが、テロ対策の一つとして、顔を隠していると犯人の識別が困難であったり、監視カメラの識別や顔認証が困難になったりする要素もあるのではないか。

A 規制を推進する人たちのなかにはそのような主張をする人もいる。しかし、捜査の便宜だけ得を理由にして基本的人権を制限することは本来許されない。それに、監視カメラは捜査には役立つかもしれないが、テロの予防には何の役にも立たない。ロンドンやマドリード、そして昨年のパリの事件が、そのことを雄弁に物語っている。テロリストが目立った格好をするはずもない。

Q ブルカを着用していた1900人の女性は、いまはどのようにしているのか。ブルカよりも顔の露出が大きい服装をしているのか。

A 法律が成立してから半年間の周知期間が設けられ、その間にブルカ等の着用をやめた女性も少なからずいるという報告がある。法律の威嚇効果が現れているといえる。他方で、着用をやめない女性もいて法律が適用されたケースもある。

Q この法律の実際の運用はどのようになっているのか。日本でも法律は存在していても運用面で摘発されていないような事例もあるが。

A 実際に摘発されている。ちなみに、公道を走る公共バスの車内は公共空間とされたが、自家用車内は公共空間ではないとされている。また宗教施設も法の適用される公共空間からは除かれた。しかし、これで自由に配慮した運用になっているとはいえない。自家用車にせよ宗教施設にせよ外に出たらそこは公共空間であるからである。さらに、道路交通法により、ブルカを着用した運転は許されず、摘発もされている。

Q 資料によると有罪は1件のみで、それほど厳格に適用されていないのではないか。

A 確かに有罪1件ということだけをみれば、そのようにもみえるだろう。しかし、もともと適用の対象になりうる人が1900人程度しかおらず、街頭でみることが滅多にない。その滅多にみかけない人をたまたま警官が見つけて取り締まること自体が稀なケースとなる。そのことをもってこの法律を過小評価することはできない。法律が存在することによって、意に反してブルカの着用をやめた人がいることは、たとえ少数といえども、人権の問題である以上、放置できない。さらに、イスラムやムスリムに対する偏見に基づいているこの法律の存在自体が、ムスリムにスティグマを押しつける社会的効果をもっていることも無視できない。

Q 欧米諸国ではキリスト教文化を前提としており、厳格な意味での政教分離は行われていないのではないかと。実際にはどのような運用なのだろうか。キリスト教の考えや文化に反することは多数決で否定されるのではないかと。

Q ヨーロッパでは、宗教戦争の記憶とともに政教分離原則は尊重されている。フランスでは、革命後、信教の自由、宗教の自由が認められた。1905年に政教分離法が成立し今に至っている。実際の運用をみると、報告のなかで述べたように、国家を縛るはずの原則が個人まで縛る原則に変質し、信教の自由を守るはずだった原則が信教の自由を抑圧するものとして機能することが起きているといえる。キリスト教文化をそれとして意識せず、無意識に押しつけていると考えられる事例もある。

Q フランスでこのような法律が可決したということは、我々から考えると理屈ではしっくりこないのだが、フランス人の感情や気質によるものなのか。「強いフランス」という認識や誇りを守ろうとする感情などではないかと。

A その通りだと思う。

フランスの共和主義、共和国という言葉には、独特の意味がある。日本で共和主義や共和制というと君主制の反対語で自由で民主的というイメージがあるが、フランスでは必ずしもそうではない。république、英語のrepublicの語源であるラテン語のres publicaという言葉はもともと国事、国事の管理を意味した。それが近代になって、republicが自由で民主的な国家を意味するようになったにすぎない。確かにフランスの第五共和制憲法も国民主権、権力分立、人権保障を定めている。しかし、フランスにおいて政治思想、政治哲学の議論でrépubliqueという言葉が使われるときは「みんなのもの」「みんなが守り続けてきた国、価値、文化」を意味する。そして、フランス人の少なからぬ人が、それらのものがよいものであると考えており、それが失われれば国が滅びると考えている。

Q シャルリー・エブド事件の際に200万人の市民が抗議行動を行ったのは、表現の自由を守ろうという趣旨のものであったと思うが、宗教に対する侮辱的な表現についてはローマ法王が表現の自由にも節度があるという発言を行うなど様々な意見がある。表現の自由と宗教への侮辱などの関係についてフランスの市民はどのような考えを持っているのだろうか。

A どのような理由があっても暴力は許されないという認識は広く持たれている。襲撃を受けた雑誌の記事を見ると、私の認識では風刺を超えてイスラム教に対するヘイトスピーチに近いものだと思う。しかし、それを問題視する意見はフランス国内では多数派とはいえないように思う。

Q シャルリー・エブドの風刺記事は、許容範囲であるとフランス市民は考えているのか。

A フランス人は風刺をフランスの文化だと考えている。シャルリー・エブドは、イスラム教を風刺したが、一方でローマ法王なども風刺した記事を載せたりもしている。そのため、同誌の姿勢は、特に偏っていないという見方もある。

なお、フランスのムスリムの多くは、ヘイトスピーチには批判的であるが、表現の自由を否定している訳ではない。ムスリムが西欧の民主主義を受入れないというのは、イスラモフォビアに冒された誤解である。シャルリー・エブド事件の抗議行動にも多くのムスリムが参加している。

以 上

(記録：能島 裕介)